

中央大学 富士白門会 会則

第1章 総則

第1条 本会は中央大学富士白門会といい、中央大学学生会静岡東部支部に所属する。

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり母校の発展に寄与し、教養と品位の向上に努め、学術の研究とその改善進歩に資することを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修会
- (2) 親睦会
- (3) その他

第4条 本会の事務所を会長宅に置く。

第2章 会員

第5条 本会の会員は、静岡県富士市、富士宮市に居住し、又は勤務する会員をもって組織する。

第6条 本会に入会しようとする者は、入会届を会長に提出する。

第7条 会員で前条の届出事項に変更があったときは会長に届け出る。

第8条 本会を退会しようとする者は、退会届を会長に提出する。

第9条 本会は会員名簿を備え、届出事項その他を受理登録する。

第3章 役員

第10条 本会に次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 若干名
- 幹事長 1名
- 幹 事 若干名
- 監 事 2名
- 書 記 2名

第11条 役員は会員の中より、総会において選出する。

第12条 会長は本会を代表し、会務を総理し総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

第13条 幹事は会の運営にあたり、幹事長がこれを掌理する。

第14条 監事は会計及び幹事の運営を監査する。

第15条 役員任期は就任後第2回目の通常総会までとする。但し、再任を妨げない。

第4章 顧問

第16条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は役員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応じ、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会議

第17条 会議を分けて総会・役員会とし、会長が招集する。

- 2 総会は通常総会・臨時総会とし、通常総会は毎年1回これを開催する。
- 3 臨時総会は次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 役員会の決議があったとき
 - (3) 監査の請求があったとき
 - (4) 会員の3分の1以上の請求があったとき

第18条 総会は開催の日より1週間以前に会議の目的・日時及び場所を記載した書面により招集する。但し、会長が必要と認めたときはその他の方法をもってこれに代えることができる。

第19条 議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。但し、会則の変更及び解散の決議は、出席会員の3分の2以上の多数をもって決する。

- 2 会員は総会の議決権の行使を他の出席会員・会長に書面をもって委任できる。

第20条 総会において決議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 役員を選任
 - (2) 事業の報告及び計画
 - (3) 決算の承認及び予算
 - (4) 会則の変更
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) その他会長が必要と認めた事項
- 2 総会の議決について特別の利害関係がある会員は、その議決に加わることができない。

第21条 総会には議事録を作成し、議事の要領及びその結果を記載し議長が署名して保存する。

第22条 役員会は役員をもって組織する。

- 2 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 3 役員会において決議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会に委任された事項
- (3) その他会務執行上必要な事項

第6章 会計

第23条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第24条 本会の経費は会費・寄附金・及びその他の収入をもってあてる。会費は年3,000円とし、総会の際徴収する。但し、欠席した会員は書記（会計）に送金する。

第25条 本会の資産は書記（会計）が管理する。

附 則

この会則は、昭和55年11月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年3月23日から施行する。